平成２２年（フ）第３７９号
北九州市八幡西区則松５丁目21番16―201号
債務者　石瀧　英二
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４５４号
広島県福山市昭和町10番１号　野田ビル502号
債務者　佃　　佳和
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３７号
広島県神石郡神石高原町井関2312番地
債務者　立原　史雄
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２０１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目14番７号
債務者　浜田　満洋
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３４号
長崎県雲仙市国見町多比良乙20番地
債務者　野田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
長崎県島原市天神元町乙505番地１
債務者　吉田　英明
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
長崎県雲仙市小浜町北野1986番地２、前住所埼玉県川越市大字的場2177番地15
債務者　清水　厚子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
長崎県雲仙市千々石町庚241番地２
債務者　新井　ミチ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
長崎県島原市上新丁３丁目2586番地２
債務者　城田　　均
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４号
長崎県対馬市美津島町雞知甲216小島方、住民票上の住所大阪府岸和田市畑町203番地の１　オリーブガーデンＢ棟202号
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
松江市東忌部町83番地33
債務者　石崎　康成
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０２号
熊本県合志市須屋1566番地２
債務者　羽山　綾子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４３号
熊本市国府４丁目９番36号　千鶴アパート１号
債務者　上村　真吾
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１５４号
東京都北区上十条４丁目９―13―401
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１６４号
東京都足立区江北１丁目15―３―607
債務者　山口　　浩
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２０９号
東京都北区昭和町２丁目７―９
債務者　小松　樹里
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２１３号
東京都文京区白山１丁目８―13
債務者　筒井　　良
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部